

自立生活援助とは？

自立生活援助は、2018年4月の障害者総合支援法改正に伴い、新設された事業です。一定の期間にわたり、定期的な訪問や相談対応を行うことで、精神障害者や知的障害者の「地域での暮らしを支える仕組み」の構築を目指します。

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム等から退所・退院した方
- ② すでに地域で一人暮らしをしていて支援が必要な方
- ③ 障害・疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めない方



- 東武スカイツリーライン「曳舟駅」より 徒歩約10分
- 京成電鉄「京成曳舟駅」より 徒歩約15分
- 都営バス「向島5丁目」より 徒歩約5分



特定非営利活動法人
自立支援センターふるさとの会
自立生活援助センターふるさと
〒131-0033
東京都墨田区向島5-43-20 クロスブレイン曳舟ビル
101
TEL: 03-5819-3254 FAX: 03-5819-3257
MAIL: info-gh@hurusatonokai.jp
WEB: <http://www.hurusatonokai.jp/>

親亡き後に、急に
1人暮らしになって
不安...

1人暮らしをした
いけど、出来ない
こと、不安なこと
がある...

「住み慣れた地域で自分らしく
生活したい」

その気持ちを応援します！



ふるさとの会

自立生活援助センター
ふるさと



サービス内容

オーダーメイドの支援

自立生活援助の支援内容は、必要に応じて「定期訪問」と「随時訪問」、また「同行支援」を組み合わせ、オーダーメイドな支援を柔軟に展開します。



包括的な支援

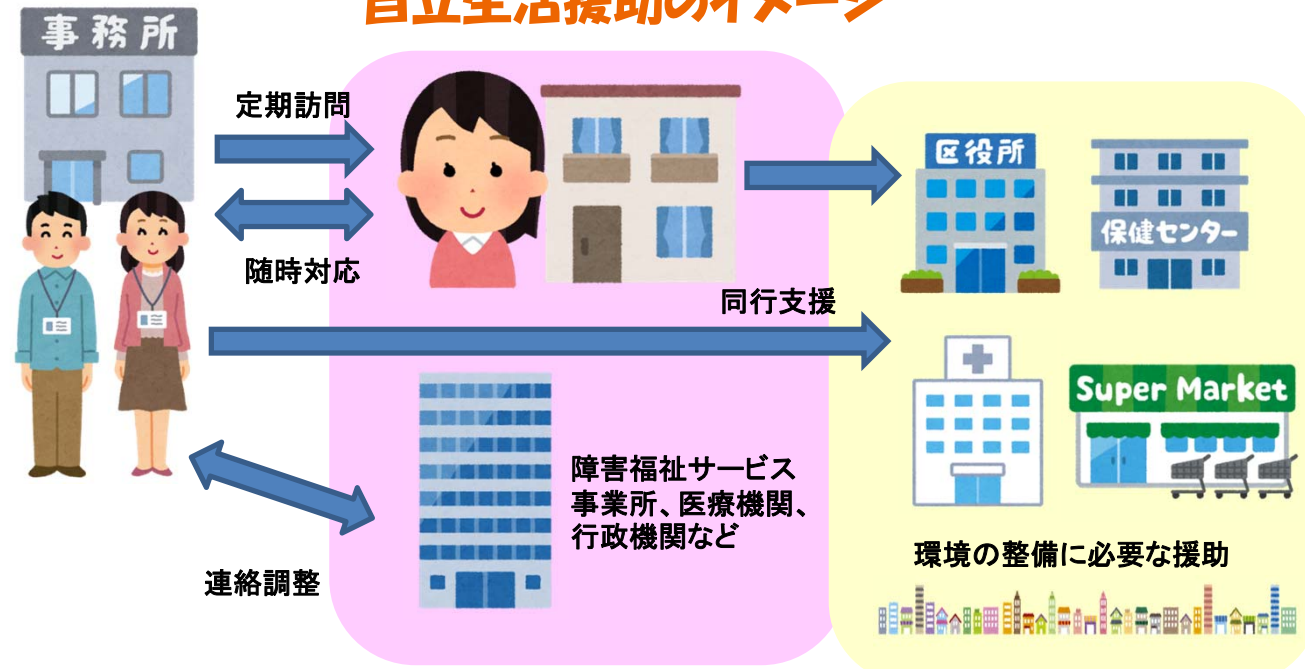
生活に必要な工夫への支援

- ・掃除や洗濯等についての助言
- ・買い物同行
- ・郵便物の確認
- ・居室の防災対策 など

生活に必要な関係性の支援

- ・行政機関等での窓口手続きのサポート
- ・家族との連絡調整
- ・必要な支援のアセスメント など

自立生活援助のイメージ



生活場面の中で必要な工夫について一緒に考え、必要な相手との関係づくりのサポートを行い、包括的に支援します

ご利用までの流れ

最寄りの保健センター、区役所等の障害者福祉課へご相談下さい。

利用期間

標準利用期間は1年（サービスの必要に応じては市区町村審査会を経て、更新も可能です）

利用料

利用者のほとんどは自己負担はありませんが、前年度の収入状況により自己負担が発生する場合があります。